



5月12日は「民生委員・児童委員の日」 支えあう 住みよい社会 地域から

みなさんがお住まいの地区には民生委員・児童委員が必ずいます。その活動目的は、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることです。地域での生活に不安を感じたら、民生委員・児童委員にご相談ください。

ご自分がお住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。

☎(8888)5661
FAX(8888)5658

例えばこんな活動をしています

- ◆ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問する「見守り活動」
- ◆親子の遊び場の提供や悩みごとの相談に応じる「子育て支援活動」…など

地域で助け合う コミュニティづくりを 行っています



民生委員・児童委員は、常に住民の立場で生活や福祉といった相談に応じ、行政などのパイプ役を務め、地域で助け合うコミュニティづくりを行っています。各委員は個々の活動のほか、地区民生児童委員協議会を運営して、委員同士が連携し、社会のさまざまな問題と向き合っています。

また、いじめ・不登校など多様化する子ども問題などに対応するため、民生委員・児童委員の中から、児童福祉を専門に担当する主任児童委員も指名され、地区の児童委員と協力して育児サークルを開催したり、子育てに慣れていない保護者の相談相手になつていきます。



秋田市民生・児童委員協議会会長
三浦喜美子さん

地域のみなさんの近くには 私たちがいます

民生委員・児童委員は女性が多いので、女性の目線を取り入れながら、委員のみなさんが活動しやすい環境を整えていきたいなど思っています。私たち民生委員・児童委員は、地域のみなさんから悩みごとなどを聴き、行政専門機関につなぐのが一番の役割です。

みなさんの中には、悩みごとを他人に話すことに抵抗を感じるかたもいらっしゃると思いますが、私たちには法律による守秘義務があるので、お伺いした相談内容が外部に漏れることは決してありません。一人で悩まないで、困っていることなど、いつでもお気軽に声を掛けてください。



左は、千秋公園さくらファン
ドに寄付していただいた、(株)
金萬の大内睦子代表取締役

4月16日、「千秋公園さくらファン」に寄付していただいたみなさんへのお礼として、メッセージなどを記したプレート(銘板)の贈呈式を千秋公園で行いました。

この寄付は、秋田市を代表する桜の名所として、千秋公園を次世代に引き継ぐという理念に賛同したかたからいただいたものです。

また、植樹したさくらのオーナーになることができる「さくらオーナー」も募集し、令和元年度は、10人のみなさんにさくらオーナーになっていただきました。

千秋公園を 桜の名所として次世代に



プレートの贈呈式で

問い合わせ)公園課☎(888)5753



市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

5月2日(土)から6日(水)まで、保守管理のため、すべての自動交付機(住民票の写しなどを発行)と各種証明書のコンビニ交付を休止します。ご了承ください。

問▶市民課☎(888)5626

納期内納付にご協力ください

今月納期の市税(納期限▶6月1日(月))

▼固定資産税第1期

▼軽自動車税全期

市税の納付には、簡単で便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご利用のかたは、納期の最終日が口座からの引き落とし日になりますのでご注意ください。また、コンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

問▶納税課☎(888)5483

軽自動車税(種別割)の減免申請はお早めに

軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月1日(金)に発送します。なお、次の車両には減免制度が適用されますので申請はお早めに。

■減免対象車

- ①身体や精神に障がいがあるかたが所有し、使用する車
- ②身体や精神に障がいがあるかたが使用するために、改造した車

③居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使用する車

■減免申請窓口

市民税課(市役所2階)

河辺市民SC、雄和市民SC

■申請期限

5月25日(月)期限までに減免申請が行われなかった場合は、減免されません

●問い合わせ

市民税課☎(888)5475

日頃からブロック塀などの点検を行いましょ

ブロックや石などで造られた塀は、年数とともに老朽化し、ひび割れたり欠けたりするほか、塀の傾斜などが生じます。倒壊被害を未然に防ぐため、日頃から点検を行い、異常がある場合は、補強工事や撤去などの安全対策をお願いします。

点検には、市ホームページにある「ブロック塀の点検のチェックポイント」をご参照ください。

〈広報ID番号 1019572〉

★危険ブロック塀などの除却費用の一部を補助します

小学校の通学路に面する危険ブロック塀などの除却工事に対し、費用の一部を補助します。詳しく

は、市ホームページでもご覧いただけます。

〈広報ID番号 1019572〉

対象▶小学校の通学路に面する倒壊の危険があると判断されたブロック塀などの所有者で、市税の滞納がないかたなど

補助金額▶除却工事費の3分の2(千円未満切り捨て、上限20万円)

●問い合わせ

建築指導課☎(888)5769

第11回特別弔慰金の請求を受け付けます

戦没者の遺族のかたなどに、「第11回特別弔慰金(額面25万円、5年償還の記名国債)」が支給されます。前回請求されたかたに、お知らせをお送りしました。ご遺族の状況により、請求書類が異なりますのでお早めにご相談ください。

◆今回から請求の際の同意書が廃止されました。請求できるかたが複数いる場合は、話し合いのうえ、代表して請求するかたを決めてください。

■相談・請求窓口(平日のみ)と期間

市民ホール(市役所1階)：5月1日(金)29日(金)、午前9時～午後4時

〔各市民SCは午前9時～午後3時〕

北部市民SC：6月1日(月)5日(金)

雄和市民SC：6月8日(月)12日(金)

東部市民SC：6月16日(火)19日(金)

(東部市民SCでは戸籍が取れませぬので、東部市民SCで請求予定の場合、事前に電話でご相談ください)

南部市民SC：6月22日(月)26日(金)

河辺市民SC：6月29日(月)7月3日(金)

西部市民SC：7月13日(月)17日(金)

福祉総務課地域福祉推進室(市役所2階)：7月20日(月)から、午前8時30分～午後5時15分

●問い合わせ 福祉総務課地域福祉推進室☎(888)5661

後期高齢者医療保険に早期加入できます

後期高齢者医療保険は、原則75歳以上のかたが加入する健康保険ですが、次の手帳・証書をお持ちのかたは、65歳の誕生日以降に加入できます。

収入によっては、現在加入されている健康保険より保険料が安くなる場合があります。加入希望のかたは、後期高齢医療課へお問い合わせください。

対象の判定基準となる手帳など

身体障害者手帳1～3級・4級の1部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金証書1・2級

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(888)5638

*掲載した催しなどは、新型コロナウイルス感染予防などのため、中止または変更になる場合がありますので、実施の有無については、事前に主催者にご確認ください。